

1 自転車運転免許制度、自転車通学許可制度の導入

(1) 取組内容

継続的な自転車交通ルールへの遵守を自覚させるため、平成 25 年度から市立小学校の 3 年生を対象に、自転車教室を受講後に自転車運転免許証を交付する取組を実施しました。さらに、平成 26 年度から市立中学・高等学校に自転車で通学する 1 年生を対象に、講習等を実施した上で自転車通学許可証を交付する取組を開始しました。

導入年月	対象
平成 25 年 9 月～	市立小学校（全 143 校）及び広島特別支援学校に通う 3 年生児童
平成 26 年 5 月～	市立中学校・高等学校（全 24 校）及び広島特別支援学校中・高等部に自転車で通学する 1 年生生徒を対象に導入
平成 27 年 4 月～	希望する国県私立中・高等学校に対象を拡大（H27.4 現在 2 校が実施）

【参考：免許証、許可証】

【小学生自転車運転免許証】



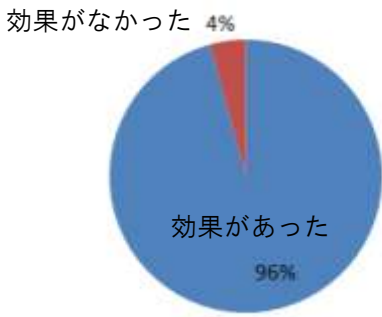
【中高生通学許可証】



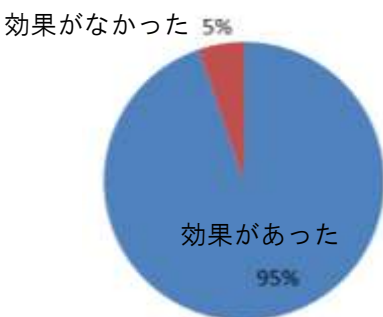
(2) 自転車運転免許制度、自転車通学許可制度の導入に関する意見

当該事業を導入した小学校、中学校、高校を対象にアンケート調査を実施しました。

小学校では、96%の学校が「効果があった」と感じており、効果があったと思われる主な理由として、「子供の安全に対する意識が高まった」や「テストと免許証があることで意欲的に学習できた」などが意見としてありました。また、中学、高校では、95%の学校が「効果があった」と感じており、効果があったと思われる主な理由として、「学生の安全に対する意識が高まった」や「学生のマナーが良くなった」、「事故が減った」などが意見としてありました。



図Ⅲ-1 効果があったと思うか (N=118: 小学校)



図Ⅲ-2 効果があったと思うか (N=19: 中学・高校)

2 自転車マナーの指導啓発等の実施

警察、地元、学校等と連携し、通勤・通学時における自転車利用者のルール遵守及びマナーの向上を図るため、マナーアップキャンペーン等において指導啓発を実施しました。

主な取組	内容
マナーアップキャンペーン	毎月 1 日を「自転車交通マナーの日」と定め、2 月と 6 月の 1 日を中心にキャンペーンを実施
マナーアップ強化月間	毎年 5 月をマナーアップ強化月間とし警察等と連携して取組を実施
交通安全キャンペーン	春の全国交通安全運動、広島県夏の交通安全運動などの活動において啓発活動を実施
自転車安全教育の取組	小学生を対象とした自転車教室や中高生を対象とした自転車教室、自転車読本の配布を実施

【参考：街頭キャンペーン、自転車教室の実施状況】



3 各種媒体による自転車ルールの周知の実施

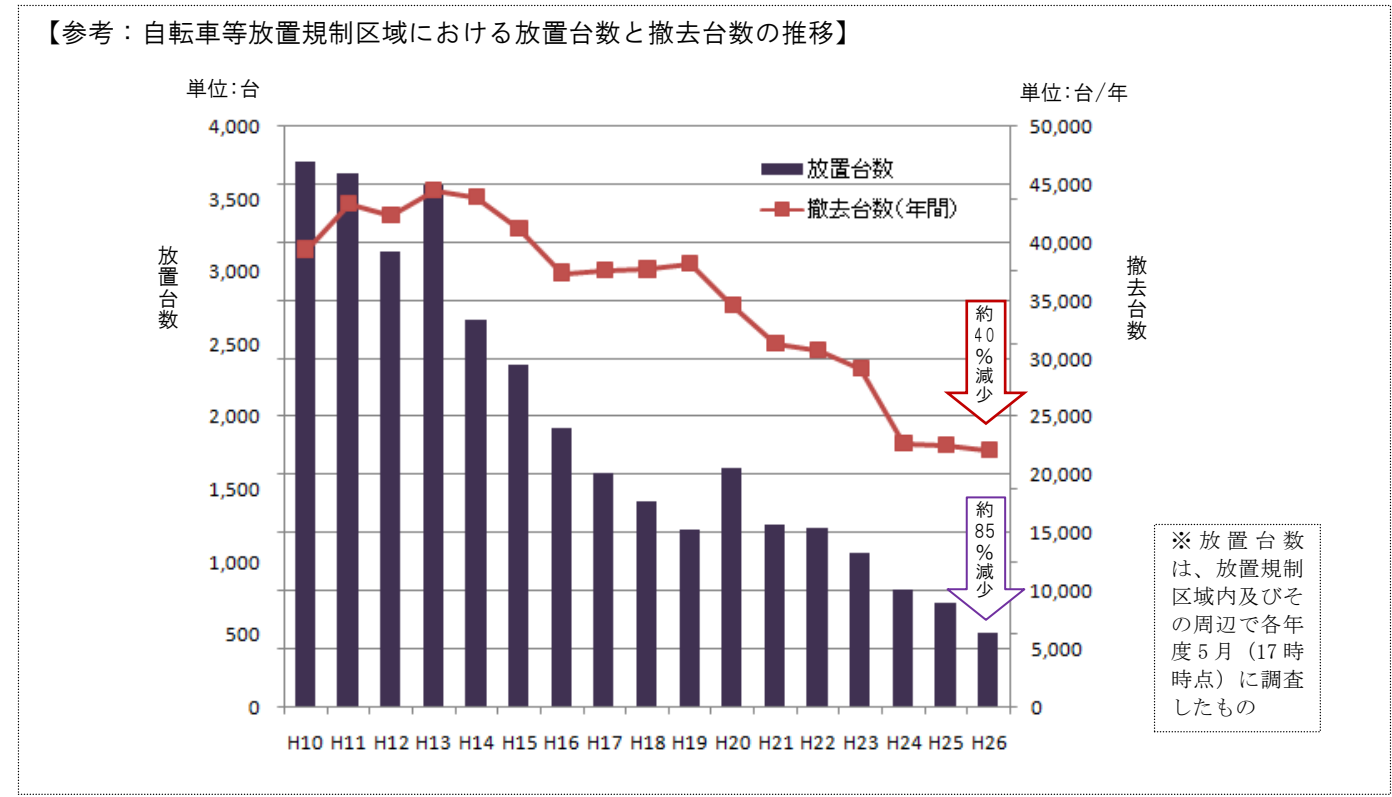
自転車のルールを広く周知するため、公共施設等へのポスター掲示や、広報紙やチラシの配布などにより自転車ルールを周知しました。

【参考：ルール周知ポスター、ルール遵守啓発チラシ】



4 放置自転車対策の実施

良好な都市景観や都市機能を確保するため、放置自転車の撤去を継続的に行いました。

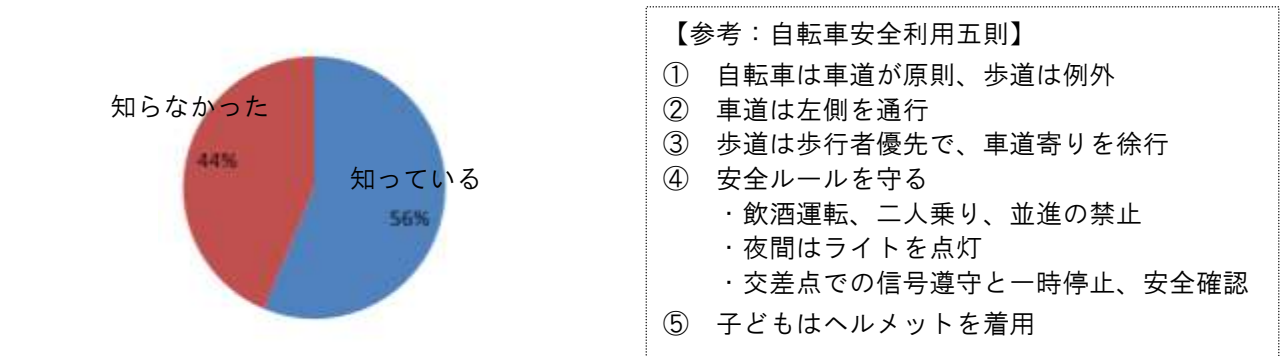


5 取組の成果

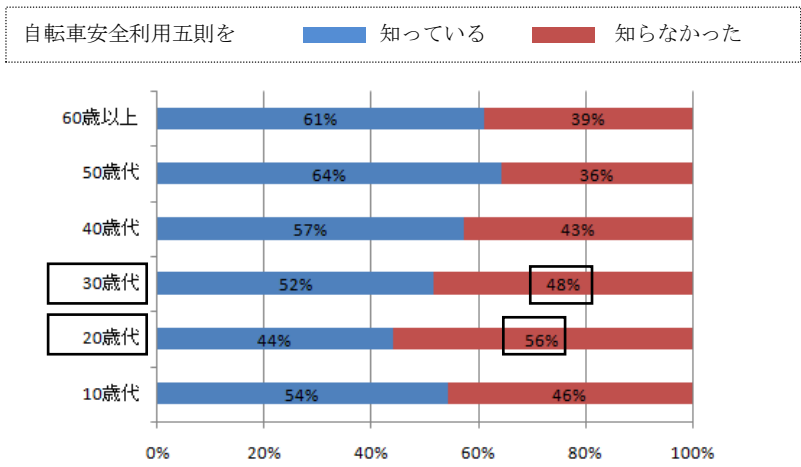
- ・ 自転車運転免許制度及び自転車通学許可制度の導入以降、自転車教室等を受講した児童生徒に対し、毎年免許証等を交付しており、これまで4万6千人に交付しました。また、毎年、中学高校の新入学生を対象に自転車読本を配布しており、この3年間で約7万6千人に対して配布しています。
- ・ 自転車運転免許制度等及び自転車読本の配布による取組は、自転車に乗る機会の多い小中高生に対して、交通ルールの周知や理解を深める効果がありました。
- ・ 継続的に実施している放置自転車の撤去や駐輪指導により放置自転車や撤去自転車は年々減少しています。

6 自転車利用者へのアンケート調査結果

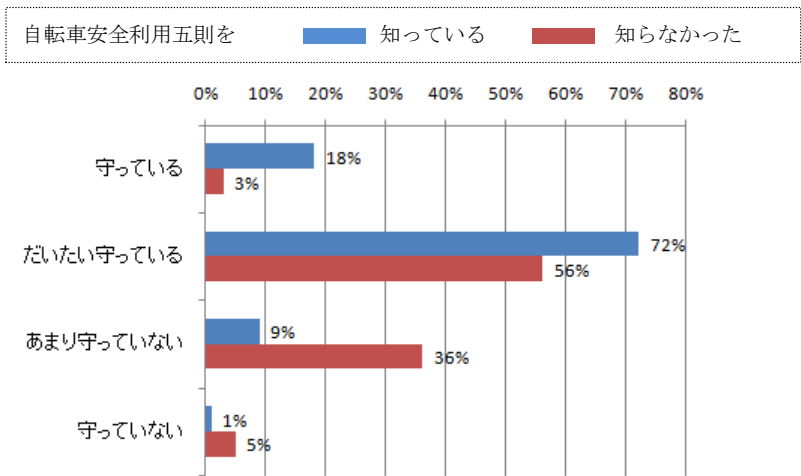
Q 1 自転車安全利用五則を知っているか。(N=1,027)



調査結果では、「知っている」が56%、「知らなかった」が44%でした。
また、年齢別での「知らなかった」割合は、20歳代が56%で最も高く、次いで30歳代が48%となっています。

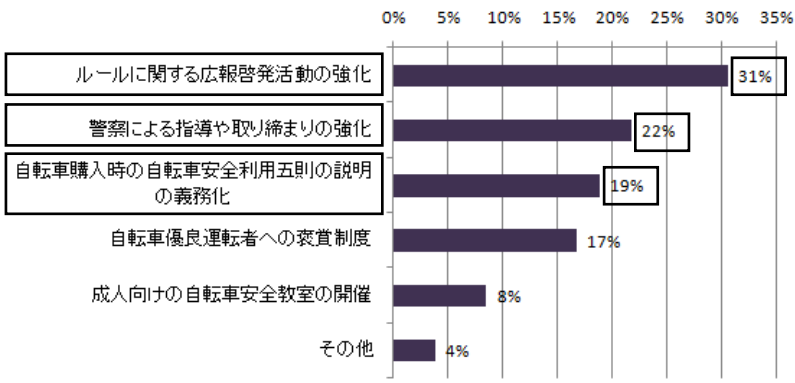


Q 2 自転車安全利用五則を守っているか。(知っている N=578、知らなかった N=449)



調査結果では、「守っている、だいたい守っている」が自転車安全利用五則を知っている利用者で90%、知らなかった利用者でも60%となっています。一方で、「あまり守っていない、守っていない」では、自転車安全利用五則を知らなかった利用者で41%となっています。

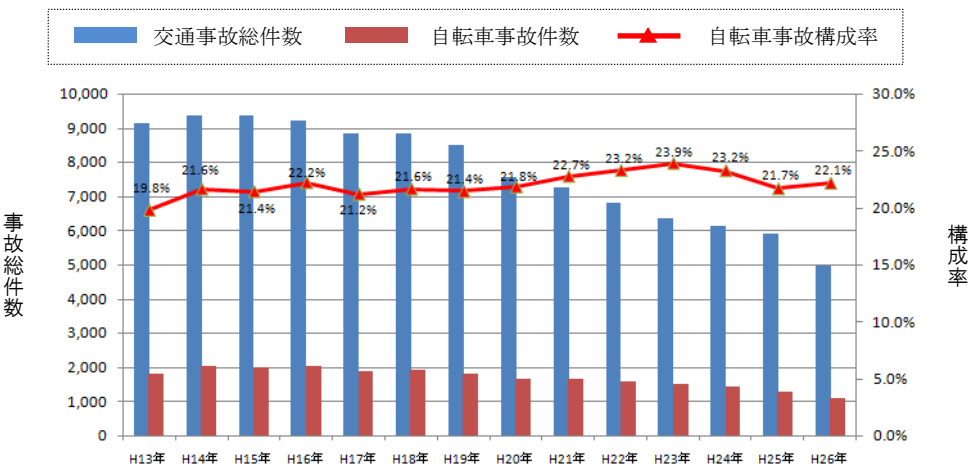
Q 3 自転車安全利用五則の周知や遵守の向上に有効と思う取組は何か。(N=1,027 複数回答)



調査結果では、「ルールに関する広報啓発活動の強化」が 31%で最も多く、次いで「警察による指導や取り締まりの強化」が 22%、「自転車購入時の自転車安全利用五則の説明の義務化」が 19%となっています。

【参考：交通事故に占める自転車事故の割合】

交通事故の総件数は減少傾向にありますが、このうち自転車事故の割合は、依然として 2 割以上を占めています。



7 今後の取組の方向性

- ・ 自転車運転免許制度等及び自転車読本を配布する取組により、自転車に乗る機会の多い小中高生に対して、交通ルールの周知や理解を深める効果がありました。
- ・ 継続的に実施している放置自転車の撤去や駐輪指導により放置自転車や撤去自転車は減少しており、引き続き、放置防止に向けて取り組む必要がある。
- ・ 自転車利用者アンケートでは、自転車利用に関する安全ルールを知らない利用者が「交通ルールを守らない」割合が極めて高くなっています。
一方、広島市内の交通事故の総件数は減少傾向にあるものの、自転車事故の割合は依然として 2 割以上で推移しています。
- ・ 今後も自転車運転免許証を交付する取組等を継続して実施していくとともに、更に効果的な交通ルールの周知方法について検討していく必要があります。